

鴨川市移住就業支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年11月8日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第166号

鴨川市移住就業支援金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市移住就業支援金交付要綱の一部を改正する告示（令和元年鴨川市告示第103号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第2号中「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」の次に「又は内閣府が実施する先導的人材マッチング支援事業」を加える。

別記第2号様式中

「

※プロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用している場合のみ

を

」

「

※プロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用している場合のみ

に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市移住就業支援金交付要綱の規定は、令和5年10月23日以後に転入をした者に係る移住就業支援金について適用し、同日前に転入をした者に係る移住就業支援金については、なお従前の例による。